

学校いじめ防止

基本方針

松本市立島内小学校

R7. 4月

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

2 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、受けた児童の人権を侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に影響を与えるだけでなく、不登校や自殺などを引き起こす背景となる深刻な問題である。また、最近ではインターネットを介した「ネット上のいじめ」が、いじめを一層複雑化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組み、家庭や地域、関係機関の協力を得ながら対応することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童への「いじめは絶対に許してはいけない」という意識と態度を育てることが大切である。

こうしたなか、本校では教育目標である「共に生きようとする子」の実現に向け、いじめを生まない環境を整えていくとともに、児童が生き生きと学校生活を送ることができるよう、教育活動を推進していく。そのために、校長のリーダーシップのもと、全職員がいじめの問題にたいする危険意識を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・対応に取り組む。

取り組み内容

- (1) いじめ、またはいじめの疑いのあった事案について共通理解を図るとともに、解決の方向性や具体策について話し合う。
- (2) いじめに関わる研修会の計画
- (3) 未然防止、早期発見への取り組み
- (4) アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級の状況報告）

Ⅱ いじめ防止のための取り組み

Ⅰ 教職員による指導の取り組み

- (1) 人権の尊重という考え方にに基づき、一人一人の子どもをかけがえのない存在として大切にすることを指導の基本とする。
- (2) 子どもと共に活動することを通して、子どもと子ども、子どもと教師のふれあいと相互理解をはかりながら、学級や学年、学校が子どもたちの心の居場所となるように配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、子どもたちがお互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする子どもたちの絆を作ることに取り組む。
- (3) 自己肯定感、自尊感情を育むため、一人一人が活躍し、認められる場を作り出す教育活動を推進する。
- (4) 全ての教師が1時間の授業の充実を図り、子ども一人一人の学力を保障するとともに、学習に対する達成感・充実感を味わえるような授業を目指す。
- (5) 子どもの豊かな情操と道徳心を養い、心の通う人間関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (6) 全ての教師は、あらゆる教育活動の場において「いじめは絶対に許さない」という姿勢をもつ。
- (7) 保護者、地域住民及びその他の関係者と連携を図り、いじめ防止の活動に取り組む。

Ⅱ 子どもに培う力とその取り組み

- (1) 自他共にかけがえのない存在としてお互いを理解し合い、他者に対して温かい態度で接することがきる思いやりの心や生命尊重の心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、子ども一人一人がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通して、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。

Ⅲ いじめの防止等の対策のための組織的な取り組み

本校は、「生徒指導等対策委員会」を設置する。

○構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導係職員、特別支援教育コーディネーター
養護教諭、学年主任、関係学級担任

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

Ⅰ いじめの早期発見のための教職員の役割

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む子どもが相談しやすいように、日ごろから教職員と子どもが信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめの行為の発見だけではなく、子どもの表情や行動の変化にも配慮する。
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間等においても子どもの様子に目を配るように努める。
- (4) 遊びや、ふざけ合いのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期発見するため、子どもたちにいじめアンケートを実施する。

いじめアンケート（6月、9月、12月、3月）の実施。

- (1) アンケート用紙への記入を行う。（必要に応じて聞き取りで行う）
- (2) 学級担任はアンケートの結果から得られた情報について確認し、内容について学年主任と教頭へ報告する。
- (3) いじめと疑わしい内容があった場合には直ちに委員会を開き、事実の確認を進めるとともに、今後の対応について協議する。

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、連絡を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている子ども及びいじめを知らせた子どもの身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の子どものには教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼に置くのではなく、社会性の向上、子ども的人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 情報を共有し、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て対応にあたる。

2 いじめを発見・連絡を受けた時の対応

- (1) いじめを発見した時は、その場で行為をやめさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、連絡を受けたりした時は、すみやかに「生徒指導等対策委員会」を開催し、校長以下全ての教職員の情報共有と共通理解のもと、問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている子どもや保護者の立場にたち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実の確認をする。
- (5) いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた子ども及びその保護者に対する支援と、いじめを行った子どもへの指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた子どもが、学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた子どもの安全を確保する。また、いじめられた子どもが安心して教育を受けるために必要があると認められた時は、保護者と連携を取りながら一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた子どもの心を癒すために、またいじめを行った子どもが適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導を行う。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた子どもに対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を育成する。
- (3) 全ての子どもが、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を築いていけるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、連絡を受けたりした場合は「生徒指導等対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、松本市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、スマートフォン、ゲーム機等が大部分であることから、家庭への協力を得る。
- (4) 情報モラル等の講座を開催し、ネット利用の注意点等を理解する場を設定する。

5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解決することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに関わる行為が止んでいること
いじめられている子に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。
- (2) いじめられている子どもが心身の苦痛を感じていないこと
いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※教職員は、3か月が経過するまでは、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない状況があれば、改めて3か月の期間を設定して注視する。

V いじめの重大事態への対処

I 重大事態とは

- (1) いじめにより該当学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【いじめ防止対策推進法第28条①】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（松本市教育委員会）に報告する。
- (2) 子どもや保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

- (1) 重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査については、本校の「生徒指導等対策委員会」の、メンバーが中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (3) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (4) いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実について、経過報告を含め情報報告する。※関係者の個人情報には配慮する。
- (5) いじめを受けた子ども及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等を開き、保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。